

令和 6 年 9 月

計量管理

NO. 203

一般社団法人新潟県計量協会
計量管理部会

目 次

1	理事会・総会開催される	1
2	部会理事会開催される	3
3	所在場所基準器検査について	6
4	定期検査研修会開催される	7
5	指定定期検査機関検査業務について	8
6	技術講習会の開催について	10
7	会員の広場【日本フローサーブ株式会社柏崎工場】	11
8	計量ホットライン	14
	「ものづくり体験教室2024」	
	「各種申請の電子申請について」	
9	計量記念日ポスター・計量のひろばの配布について	20
10	DVDの貸出について	21
11	事務局より	22
12	会員名簿の変更について	26

協会理事会開催される

(一社)新潟県計量協会の理事会が、5月30日(木)午後0時15分、三条市横町2丁目「餞心亭・おゝ乃」において、出席者・委任状提出者19名で開催されました。

下記の議題・報告事項について審議され、いずれも異議なく承認されました。



【協会理事会】

議 題

- 【第1号議案】 令和5年度 会務事業報告について
- 【第2号議案】 令和5年度 収支計算書の承認及び会計監査報告について
- 【第3号議案】 理事の補選について
- 【第4号議案】 定款の変更について
- 【第5号議案】 会員提案議題について

報告事項

- 【報告事項1】 令和6年度事業計画及び収支予算について
- 【報告事項2】 その他について

第13回定時総会開催される

去る5月30日(木)午後1時30分より、三条市横町2丁目「餞心亭・おゝ乃」で、第13回定時総会が開催されました。

当日は、新潟県産業労働部 部長 野上 文敏 様(代理:石附産業労働部 副部長)、県計量検定所 所長 結城 格 様を来賓に迎え、出席者41名、委任状285名 合計326名の出席で開催されました。



【大平会長挨拶】



【会員の皆様】

続いて、令和5年度計量関係功労者の表彰式が行われ、下記の方が計量関係功労者として受章されました。

◎ 計量器部会

若井 誠 様

【三条支部】

◎ 計量管理部会

田 篠 邦 彦 様

【日本曹達株式会社】

◎ 計量証明部会

洲 崎 隆 行 様

【歴世礦油株式会社】



【表彰された方々】

(左から田篠様、若井様、大平会長、洲崎様)

当日は下記の議事について審議並びに報告が行われ、いずれも異議なく承認されました。

議 事

【議 案】

第1号議案 令和5年度 会務事業報告について

第2号議案 令和5年度 収支計算書(案)の承認及び会計監査結果報告について

第3号議案 理事の補選について

第4号議案 定款の変更について

第5号議案 会員提案議題について

【報告事項】

報告事項1 令和6年度 事業計画及び収支予算書について

報告事項2 その他について

部会理事会開催される

8月26日(月)に三条市興野1丁目県三条地域振興局第一会議室において、部会長、副部会長、部会理事の出席を得て部会理事会が開催されました。

概況は次の通りです。

1 計量管理強調月間事業用ポスター及び標語の審査について

事務局から、配布資料の「ポスター・標語の選考要領」について説明が行われ審査に入った。

はじめにポスターについて、事務局から今年の応募作品は6作であるとの説明があり、審査員6名で投票形式により入選作品1作、佳作3作を決定した。

続いて、標語の審査に入り、応募作品228作と多かったことから、事前に各審査員から点数制で審査をしてもらった審査結果の中の高得点を得た14作を対象として、投票形式で審査が行われ、別記「ポスター・標語審査結果」のとおり、入選2作、佳作3作が決定した。



【ポスター選考】



【部会理事会】

2 今後の計量管理部会事業の予定について

事務局から配布資料に基づいて今後の予定について説明がなされた。

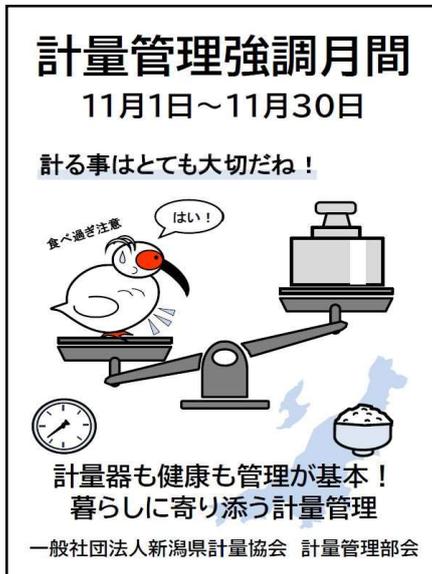
その中で、例年11月に開催している計量技術講習会について、次のとおり開催日時・会場・参加予定者・当日の次第(案)について、事務局の説明がなされた。

- ・開催日時 令和6年11月13日(水)午前10時00分から
- ・開催会場 燕三条地場産業振興センター総合研修室
三条市須頃1丁目17 電話 0256-32-2311
- ・参加予定者 新潟県計量検定所職員
当協会計量管理部会員、計量器部会員、計量士部会員
定期検査・代検査従事者 計70人程度

次に、事務局から報告事項として次期部会理事の選任について説明がなされた。

- 3 計量管理推進功労者表彰及び計量管理技術向上優良者(部門)表彰等について
 事務局から、配布資料に基づいて表彰までのスケジュールについて説明がなされた。
 また、表彰候補者が多数あった場合は推薦内容等を整理し、審議する旨の補足説明がなされた。

《ポスター・標語審査結果》



◎ ポスター

《入選》

信越化学工業(株)直江津工場
 保坂由加様

《佳作》

信越化学工業(株)直江津工場
 宮越英雄様



《佳作》

(株)田中衡機工業所
 渡邊智也様



《佳作》

日揮触媒化成(株)新潟事業所
 込山千恵様

◎標語

- 《入 選》 未来を支えるもの造り 今日も継続 正しい計量
三菱ガス化学(株)新潟工場 山 宮 智 様
- 《入 選》 正しさ・確かさ二刀流 目指せ計量管理の MVP
日本曹達(株)二本木工場 内 山 雅 樹 様
- 《佳 作》 今日の計量 明日の安心 広めて行こう 計量管理
住友電工ウインテック(株)田口事業所 小 島 寿 智 様
- 《佳 作》 確かな校正 正しい計測 未来へ届ける 計量管理
三菱ガス化学(株)新潟工場 石 川 達 也 様
- 《佳 作》 小さな誤差も見逃さない！ 厳しい目線で計量管理
日本曹達(株)二本木工場 小 川 夕 太 朗 様

4 「今後の部会事業等について」

下記の「今後の部会事業等の予定」については承認されました。

実施時期	事 業 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会費請求(計量協会) ・ 所在場所基準器検査(圧力計・質量計基準器)
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査(計量協会) ・ 役員会(計量協会) ・ 第13回定時総会(計量協会)
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量管理強調月間用ポスター・標語の募集
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回計量管理部会理事会(ポスター・標語の審査ほか)
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関誌「計量管理」第203号発行
10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量管理強調月間用ポスター・標語の配布 ・ 関東甲信越計量団体連絡協議会 千葉大会 2024(24日～25日 成田市)
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計量管理強調月間(1日～30日) ・ 計量技術講習会(13日 三条市) ・ 令和7年度所在場所基準器検査受検案内通知
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会報「新計会報」第27号発行(計量協会)
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回計量管理部会理事会(表彰者の選考、次年度事業計画ほか)
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定定期検査機関の日(計量器部会、計量士部会) ・ 機関誌「計量管理」第204号発行 ・ 役員会(計量協会)

所在場所基準器検査について

令和6年度の圧力基準器及び質量基準器の所在場所基準器検査は、関係事業者の方のご協力により、滞りなく終了することが出来ました。

厚くお礼申し上げます。

検査日：令和6年4月15日～17日（3日間）

検査官：国立研究開発法人産業技術総合研究所

工学計測標準研究部門

計量器試験技術グループ 伊藤 武 様

検査台数：圧力基準器2台 手動天びん 4台



【重錘型圧力計の検査】



【手動天びんの検査】

なお、令和7年度の検査についての照会文をお送りいたしますので、受検を希望される事業所は、12月13日（金）までに、申し込みをお願いします。

定期検査研修会開催される

毎年、定期検査業務に先立ち検査に携わる計量士及び検査補助員等を対象にした、定期検査研修会を開催しております。

適正な検査と技術の向上を高める為に、適正計量管理事業所の計量士も含め、20名の参加で下記の内容で研修会を開催しました。

概況は次のとおりです。

○ 開催日時 令和6年4月19日(金)午後1時30分から午後4時45分まで

○ 会場 三条地域振興局 第一会議室 他

○ 研修内容

- ・はかりの検査・操作方法について
- ・検査時におけるはかりの対応について
- ・アンケート内容について
- ・不合格対応の実演について
- ・計量器の実機研修

※ 研修会終了後は、懇親会を開き日頃の悩みや困りごと世間話などで楽しく有意義な時間で締め括りました。



【受検者役の小島総務課長と小熊計量士】

“なにやら計量器が器差不良のようだが、中々受検者が納得してくれず悪戦苦闘”
～皆様ならどうやって、納得いくように説明されますか？～

指定定期検査機関検査業務について

令和6年度の指定定期検査機関の検査は、4年ぶりに感染症の影響がないコロナ禍以前のような開放的な検査を行政機関の協力のもと実施できました。

概況は次のとおりです。

◎ 新潟県指定定期検査機関

新潟県指定定期検査機関の検査は、5月9日の阿賀町を皮切りに、9市3町2村の検査がスタートしました。集合検査は10月25日の佐渡市で終了し、その後所在場所検査を行います。



【新潟県定期検査】

◎ 新潟市指定定期検査機関

新潟市指定定期検査機関の検査は、5月20日の大型の計量器検からスタートし、10月22日の南区で検査終了予定です。



【新潟市定期検査】

◎ 長岡市指定定期検査機関

長岡市指定定期検査機関の集合検査は、6月13日から検査がスタートし、7月11日で終了しました。

所在場所検査（高性能はかり等）は8月29日で終了しました。



【長岡市定期検査】

計量技術講習会の開催について

適正な計量管理の推進と計量技術の向上を図るため、令和6年度計量技術講習会を下記により開催します。

多くの会員の皆様からのご参加をお待ちしております。

1 日時及び会場

令和6年11月13日(水)午前10時から3時まで(予定)

(受付は午前9時30分開始です。)

「(公財)燕三条地場産業振興センターメッセピア」5階「総合研修室」

三条市須頃1-17 TEL: 0256-32-2311

2 講習内容

(1) 午前の部 「適正計量管理事業所における計量関係法令等」

講師 一般社団法人新潟県計量協会職員

(2) 午後の部 講演「自動はかりを中心に計量の最新動向について

～加えて計量に携わる方々への期待!!～」

講師 株式会社イシダ 滋賀事業所 田尻 祥子 様

3 受講料(事前に下記口座に振り込みをお願いします。)

会員 参加1名当たり 5,000円(消費税10%455円を含む)

非会員 参加1名当たり 7,000円(消費税10%637円を含む)

※ 振込先: 第四北越銀行 三条北支店 普通 1109645

(一社)新潟県計量協会

恐縮ですが、振込手数料は御社のご負担にて11月7日(木)までに、上記口座に振り込みをお願いします。なお、当日欠席された場合でも受講料はお返しいたしませんので申し添えます。

4 申込先

一般社団法人新潟県計量協会事務局 (担当: 早川、西片)

電話 : 0256-36-2354

FAX : 0256-36-2605

メール : keiryokyoukai-ni@ap.wakwak.com

※ 開催案内につきましては、既に皆様へ案内をお送りさせていただいておりますので、ご検討いただきご参加お待ちしております。

★★★会員の広場★★★



日本フローサーブ株式会社 柏崎工場

当社は Flowserve Corporation(米国テキサス州ダラス)の 100%子会社であり、産業用ポンプ、メカニカルシールの製造をしております。 本社・柏崎工場は信越線柏崎駅から徒歩 5 分の市内中心部に立地しており、主にポンプを製造する工場です。 設計から製造・修理に関する全ての設備が備わっており、お客様のニーズに合わせたサービスを提供しております。

昨今では、Flowserveの海外拠点で製作された既設機の、入替用機器の新規製作を柏崎工場で開催しております。(中には 50 年前の機器も！)

また 2023 年 5 月には、メカニカルシール部門の拠点を千葉県木更津市に移転し、「千葉 QRC」として開設致しました。 こちらではエンドユーザー様のプラントに近いという立地を生かし、従来のメカニカルシール事業に加えて、ポンプ整備サービスの提供を開始致しました。

(注 QRC: Quick Response Center)

JIS 規格と ASTM 規格

「JIS(Japan Industrial Standards)」は日本産業規格と言い、産業標準化法に基づいて制定される我が国の国家規格です。

国際標準との互換性を持たせることで、日本製品の国際市場への展開を支援しています。

「ASTM(American Society for Testing and Materials)」はアメリカの標準化団体によって策定される基準で、米国試験材料協会の略称です。

特定の材料、製品、サービスに関する詳細なテスト方法や性能基準に焦点を当てています。

柏崎工場ではこれら ASTM 規格で製作された既設機を JIS 規格相当品(または ASTM 規格)で、長年培ってきた柏崎工場の経験や技術により、新たな形で海外のお客様へ出荷しています。



メートル法とヤード・ポンド法

1824年イギリスではインチ、ポンドと言う単位として「帝国単位」が定められました。

これが、日本において「ヤード・ポンド法」と呼ばれるものになります。

1875年メートル条約が締結され、一部の国を除き「メートル法」で世界が統一されました。

日本がこの条約に参加したのは、1885年になります。

「メートル法」を採用していない国と言えば、一つに米国が挙げられます。海外の拠点で製作された既設機の図面は「ヤード・ポンド法」で示されており、国内用に「メートル法」で改める必要があります。

さて、日本では少数の例外を除き、計量法により「ヤード・ポンド法」を「取引又は証明」に使用する事が禁止されています。

1960年の国際度量衡総会においてSI(国際単位系)の採用が決議されました。以降、計量法では逐次SI単位を取り入れてきています。

SI化の基本的な考え方として、今後、我が国の計量単位をSIに統一して行くに当たり、個別の単位毎に、各界への影響を考え検討していく必要があるのではないのでしょうか。



千葉 QRC 概要

メカニカルシールサービス

- ・修理
- ・新規及びアップグレード提案
- ・新作品及び部品供給
- ・部品寸法の計測やテスト
- ・シールの気密試験



ポンプ修理サービス

- ・修理、分解、再整備
- ・部品の修理、供給
- ・現地据付、試運転立会
- ・フィールドサービス
- ・メカニカルシールアップグレード等





拠点名称:千葉 QRC
営業開始日:2023年5月8日
住所:千葉県木更津市富士見
3-4-36
代表番号:0438-97-7181
FAX 番号:0438-97-7185

◇◇◇ 計量ホットライン ◇◇◇

新潟県計量検定所

ものづくり体験教室2024

小学生を対象に三条テクノスクールが主催する「ものづくり体験教室2024」が開催され、新潟県計量協会様の協力のもと、計量検定所も、ものづくりなどのブースを出展しました。

テクノスクールの各訓練科の特色を活かしたものづくりなどを体験できるイベントで、大勢の家族連れで賑わいました。

当所では、計量制度の普及を目的として、「はかる」をテーマに「はかりづくり」や「計量ミニゲーム」を実施しました。

(1) 「はかりづくり」

工作キットを使った「はかりづくり」を体験してもらいました。

今年は2種類のとんびんとさおばかりから作りたいはかりを選び作成します。

できたはかりで付属の重りとお菓子の重さを比べたり、電気式はかりで答え合わせをしてはかりの使い方を楽しく学びました。



(2) 「計量ミニゲーム」

ちいさい子供にも人気の「計量ミニゲーム」！

今年は「計量釣りぼり」と「200g・500gチャレンジ」を企画しました。

「計量釣りぼり」はビニールプールに入ったいろいろな重さの景品の中から好きなものを選んで釣り上げ、比較用のおもりと比べてどちらが重いか当ててもらいます。

子供たちは大人にはない繊細な感覚があるようで、思った以上に正解を言い当てました。



「200g・500gチャレンジ」はおはじきをお椀に入れて、200gか500gを目指します。

チャンスは2回で±5gでピタリ賞としてお菓子をもらえました。

どちらのゲームも、用意した景品が全て無くなるほどの大盛況でした。

身近にある「重さ」を計量ミニゲームやはかりづくりという形で楽しく触れることで少しでも「はかる」ということに興味を持っていただけたと思います。

計量検定所の各種申請に「電子申請」をご利用ください

今まで検定・検査等の申請の際に、手数料として貼付していた「収入証紙」が廃止され、令和6年8月末日で販売が終了しました。（利用期限は令和7年3月末日まで）

これに代わり、計量検定所では「新潟県電子申請システム」を利用した電子申請をすすめており、ほとんどの申請で利用が可能となっています。

今後は下記手順により電子申請をご利用いただきますようお願いいたします。

電子申請のご利用方法

・電子申請が可能な手続き一覧

特定計量器の検定・検査
検定
装置検査
基準器検査
計量証明検査
証明書交付
検定合格証明書交付申請
届出事業者証明書交付申請
各制度の新規登録（指定）
計量証明事業登録申請
適正計量管理事業所指定申請
適正計量管理事業所指定検査申請

※新潟県計量検定所ホームページの「電子申請」ページから、各申請の申請画面へリンクを貼り付けてあります

リンクをクリックすると下の画面が開きます

- ①電子申請を行う際に利用者登録をします
「利用者登録」または「利用者登録される方はこちら」から登録が可能です。

②利用者区分とメールアドレスを入力します

利用者ID入力

利用者区分を選択してください **必須**

個人
 法人
 代理人

利用者ID（メールアドレス）を入力してください **必須**

利用者ID（確認用）を入力してください **必須**

登録する >

③届いたメールのURLをクリックします

利用者登録画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから
<https://e-tumo.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-niigata-u/profile>

上記のURLにアクセスして残りの情報を入力してください。

このメールは自動配信メールです。
返信等されましても応答できませんのでご注意ください。

④利用者情報を入力します

メールアドレスとパスワードがそのまま利用者IDとそのパスワードになります

利用者登録

登録された法人情報は、本電子申込に係る事務以外には利用致しません。

利用者区分

法人

利用者ID

homme.nanese@pref.niigata.lg.jp

パスワードを入力してください **必須**

パスワードは9～50文字、2種類以上の文字で入力してください。
使用可能文字は、英大文字、英小文字、数字、記号です。

パスワード（確認用）を入力してください **必須**

同じものをもう一度入力してください。

担当者名（フリガナ）を入力してください **必須**

氏（フリガナ）: 名（フリガナ）:

担当者名を入力してください **必須**

氏: 名:

⑤登録が完了すると次回からIDとパスワードの入力で申請が可能です

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、
または各手続の担当部署から登録したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していただいたパスワード、
または各手続の担当部署から登録したパスワードをご入力ください。
忘れられた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

ログイン >

⑥利用規約に同意し申請に進みます

⑦申請書に申請内容を入力します

様式第1 (第3条、第991条関係)

検定申請書

入力例)2000年1月23日は20000123と入力
申請日

新潟県計量検定所長 殿

申請者 住所 〒

氏名(名称及び代表者の氏名)
 氏名(名称)
 代表者名 氏 名
 電話番号 入力例)012-345-6789(20123456789と入力

 E-mail

下記の特定制量器につき、検定を受けたいので、申請します。

1 検定を受けようとする特定制量器

種類	型式又は能力	数量	新品、修理品の別	一個当たりの手数料	手数料	備考(器物番号等)
<input type="text" value="電気式ばかり"/>	<input type="text" value="150kg/50g"/>	<input type="text" value="1"/>	<input type="text" value="修理"/>	<input type="text" value="1750"/>	自動計算式のため入力不要です。 1750	A123-45 3級 9.79 8-9.802 D1234号 入力文字数:29/2000
※ 10種類まで入力可能です						
合計		自動計算式のため入力不要です。 1			自動計算式のため入力不要です。 1750	

納付方法は、F-REGIIによるクレジットカード決済またはペイジー(Pay-easy)のどちらかを選択できます。お支払い頂く期日は、手続きの担当課による審査後に確定されます。審査後、申込内容照会からお支払い期日をご確認ください。受理時に確定します。

2 検定所以外の場所において検定を受けようとするときはその場所、理由及び検査を行うことを希望する期日

(1) 場所 ※5件を超える場合は、5件目の最後に「他〇件」と記載してください。

(2) 理由 所在場所検定の場合は「運搬困難なため」と記載してください。

(3) 希望期日 入力例)2000年1月23日は20000123と入力

担当者 ※氏 名
 ※氏 名

⑧必要な情報を全て入力後申込確認画面に進み、内容を確認後に申込むをクリックします

⑨申込みが完了すると申込完了メールが届きます

手紙で、
 検定に係る申請
 の申込を受けました。
 処理番号とパスワードをお知らせします。
 処理番号: 030132558310
 パスワード: R7KZnjjaAz

上記の処理番号とパスワードを必ず覚えてください。
 申込内容照会の際に必要となります。
 どちらも半角英数字で、大文字、小文字は区別されます。
 他人に知られないよう大切に保管してください。

申込内容照会URL: ◆パソコン、スマートフォンはこちら
https://e-lumo.biz/ai/ai/gov/jp/est-req-niigata-survey/inquiry_initDisplay

⑩申請内容を新潟県が確認したら「受理」を行います

「【申請受理】手数料のお支払いが可能です」という件名のメールが送信されます

【申請受理】手数料のお支払いが可能です

新潟県 電子申請システム

手紙番号:
 装置検定に係る申請
 処理番号: 307060840539

申請を受理しました。

手数料のお支払いが可能となりましたので、下記【お支払い方法】を参照の上、申込内容照会画面からお支払いください。
 (クレジットカード決済又はペイジー決済が可能です。)

なお、手数料額は、460円(郵送料込み)となりました。

お支払い可期間は令和6年1月1日までです。ご注意ください。

⑪メールが届いたら電子申請システムで「申込内容照会」をクリックします



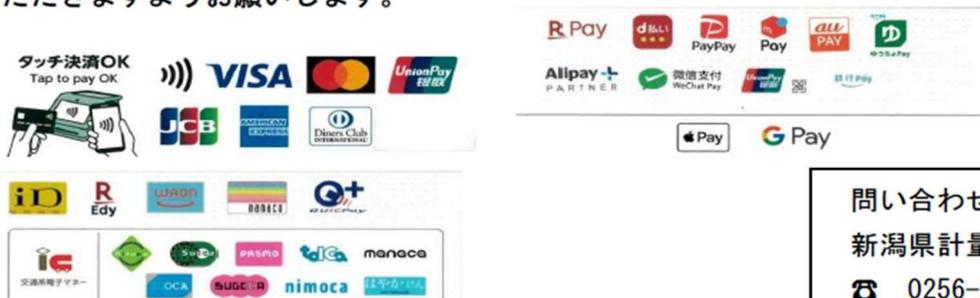
⑫申込詳細の画面で決済方法を選択し必要な情報を入力して支払い手続きを行います

申請団体選択	ログアウト
申請内容照会	利用者情報
予約手続き	
申込詳細	
申込内容を確認してください。	
手続き名	電子収納テスト(本番環境テスト用・ECT推進課)
整理番号	096031408032
処理状況	完了
処理履歴	2023年10月13日10時34分 受理 2023年10月13日10時34分 修正 (担当者訂正) 2023年10月13日10時56分 申込
納付情報	最終データ表示
クレジットカード決済	[E-REGIでお支払い]
納付情報	[インターネットバンキングでお支払いされる方はこちら]
クレジットカード決済へ進む	
ページー（インターネットバンキング）へ進む	
ページー（ATM）で支払う際に必要な情報	※この4つの情報を紙・スマホなどに控え、郵便局等のATMに行き入力して支払う
収納機関番号	15000
納付番号	00603140803200
確認番号	079131
納付区分	300
支払可能期限	2023年10月27日
納付内容（漢字）	丸丸子教料
納付内容（カナ）	マルマルテスウリヨウ
納付額	¥584
納付済額	
納付状況	未払い

電子申請についてご不明な点がある場合は、問い合わせ先にお気軽にご相談ください。

電子申請以外の納付方法として、窓口へ申請書をご持参いただいた際の窓口キャッシュレス決済が利用できます。

窓口キャッシュレス決済をご利用になる場合は、申請書を持参する前に職員へその旨お伝えいただけますようお願いいたします。



問い合わせ先
新潟県計量検定所
☎ 0256-36-2240

☆計量協会も「ものづくり体験教室2024」に参加しました☆

9月21日(土)に三条テクノスクールで行われた、「ものづくり体験教室2024」に、昨年に引き続き計量検定所と一緒に参加しました。

今年は“ウチの「ハカリ」は大丈夫？”と題して、普段使っているキッチンスケールやヘルスメーターなどの精度確認を実施しました。

実際に持ち込まれた方からは、「ずっと正しいと思って使用していたけど、こんなにも数値が違うんですね」や「なんかおかしいなと思っていたけど、やっぱりおかしかったんだね」などの声があり、目の前で精度確認を行っている様子を興味深そうにみていました。



【キッチンスケール精度確認】

また来年参加する機会がありましたら“はかる”について、もっとお子様にも身近に感じてもらえるような企画を考えたいと思います。



【開催フライヤー】



【協会&検定所】



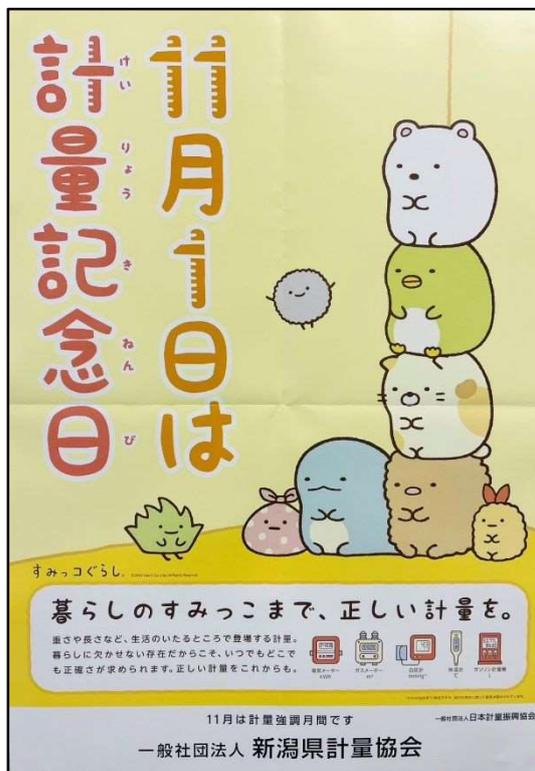
【続々とお客さんが来場し大盛況】

計量記念日ポスター・ 計量のひろばの配布について

一般社団法人日本計量振興協会の事業で毎年印刷配付しております、計量記念日ポスター並びに計量のひろばにつきまして、各会員の皆様へ配付いたします。

令和6年度のポスターと計量のひろばは下記のとおりです。

今年は「すみっこぐらし」が選ばれました。



【計量記念日ポスター】



【計量のひろば】

DVDの貸出について

計量に関するDVDがありますので、是非活用してください。
借用希望がありましたら、借用書(下記様式)を事務局までお送り下さい。

- (1)「あなたの分銅は正確ですか?～实用基準分銅の校正～」約35分
内容:はかりの定期検査などに用いられる实用基準分銅の校正方法について解説したものです。
- (2)「温度を正しく計るために～ガラス製温度計の検査～」約28分
内容:ガラス製温度計の自主管理を行うとき検査方法を解説したものです。
- (3)「ちょっとした注意で正しい計量～量目不足を防ぐために～」約25分
内容:商品を計量販売する上での「正しい計量の知識」の一つ、商品の量目不足を未然に防ぐ「ちょっとした注意」を再現映像を通しわかりやすく解説しています。
- (4)「長さを正しく計測するために」(ノギス・マイクrometer)約41分
内容:長さ測定器(ノギス・マイクrometer)の取扱方法と自主管理における検査方法をわかりやすく解説したものです。
- (5)「包装に見る計量・計測」約25分
内容:食品業界の生産現場で行われている計量管理事例を紹介しながら、包装量目商品における計量管理の重要性を解説したものです。

「注」 なお、希望日が重複した場合は、事務局で調整させていただきます。

DVD借用書	
	令和 年 月 日
(一社)新潟県計量協会 事務局 行	事業所名 担当部課 担当者名 電話番号
下記のとおり借用します。	
	記
1 DVD名	
2 借用期間	令和 年 月 日～令和 年 月 日

「現実の8割は思い込み?!」～とある「伝説」を題材に

本稿では、宮仕えの最終盤に耳にした「伝説」(的な作り話?)を題材に、「現実≒思い込み」¹を考察してみたいと思います。

なお、本稿では、出典や補足説明のため脚注を用いますが、脚注をその都度参照しなくても本文を読み進めることができるよう記述しております。

0 とある「伝説」～導入部として

物語の主役は同定されておらず、また、時代も明らかにされていない。それだけでもかなり実在性が怪しいが、伝聞(の伝聞のそのまた伝聞～伝聞のマルチ乗)を経て筆者が耳にした内容は鮮明に覚えている。

おそらくは旧計量法が支配する太平洋戦争後の時代、とある計量検定所職員が警察官とともに²、とある計量事業場へ検査に赴いた。事業場が現に使用している棒はかりは所定の誤差の範囲内に収まらず不合格となった。検定所職員は不合格となった棒はかりの竿を真っ二つにへし折り、当該棒はかりが二度と使われることがないようにした。かくして、正確な計量は確保された・・・大意はこうしたものであった。

1 伝説の背景～検定所職員は「確信犯」³?

「伝説」に関してその背景分析を行っても詮なきことのようにも思われるが、長らく行政法解釈とその運用に携わってきた本稿筆者には、こうした伝説が生まれてきた背景は非常に示唆に富むように思われる。

察するに、当該職員の現実認識とその使命感は以下のとおりではなかろうか。

(現実認識)

- ・ この状況を放っておいては法の潜脱者がまん延し取り返しのつかないことになる。

(使命感)

- ・ 計量行政に携わる者としてこうした状況の放置は許されない。違法状態を認めたら直ちにその状態を停止させなければならない。

(自己の行動の評価)

- ・ 自分の行動の動機は正確な計量の確保に基づいており、全く正当である。
- ・ 計量法には棒はかりの竿をへし折ることを禁じる規定はない。
- ・ したがって自分の行動はその動機、計量法規に照らして極めて妥当である。

読者諸氏の中にも、この職員の行動は正当、少なくとも理解できる、と評価する方が、一定数おられるのではないかと推測する。

本稿の目的は、現在的な価値観から、こうした「伝説的行為者～あるいは破壊者」を断罪することにはないので、筆者の個人的評価は行わないが、以下の2点は指摘しておきたい。

- ・ 近代行政法では、行政が国民の権利を侵害する場合には法律による授權を必要とする。中でも財産権は現行の日本国憲法はもとより明治憲法下でも保障されており⁴、法律による授權なしに国民の所有物に行政が手を触れることは許されない。

- ・ この職員の行動する世界は「計量法のみで構成された世界」のように見受けられる。計量法が行政法の一分野である以上、その規制対象の定義や法目的を達成するための手段を他の法規と共有することは当然ではないかと思われる⁵。

2 その事実認識は誤っていないか？

古代ローマ時代の雄ユリウス・カエサルは「人間ならば現実の全てが見えるわけではない。多くの人は見たいと欲する現実しか見ていない」と述べている⁶。件の行為者が見ている(と思われる)世界は前項で述べたとおりであるが、もう一つの「現実」である現行計量法に基づく運用の実態はどうなっているかを簡単に示してみたい。

定期検査を例にとると、不合格となった計量器から検定証印等は除去され(計量法第24条第3項)、受検者には不合格票が交付される。不合格票交付時に今後の対応予定(買い替え、修理等)を聞き取りして都道府県・特定市に報告する。公共団体が不合格計量器使用者への追跡調査に力を入れてきている。さらに、不合格計量器を使用した者は計量法に定める罰則が適用される(計量法第16条第1項、第172条第1号)⁷。

現行計量法が想定している「現実」が、伝説上の検定所職員が見ている「現実」よりも妥当性があるのではないかと本稿筆者は考えるが、読者諸氏はいかがお考えであろうか？

3 2割の妥当例は？

現実論者の現実の大抵は論者の見ている「現実」が「真の現実」とは異なっていることを述べてきたが、法制度や理論の方が「現実離れ」している例もわずかではあるが存在する。そうした事例は大別すると次の2つにまとめられる。

- ① 法制度等が不断の見直しを行っていないとき
- ② 法制度等が別の目的で制定されたとき

身近な世界では、実は①は②のバリエーションと言ってよいのかもしれない。例えば、企業・団体など法人の定款は当該法人の組織に関する規定や役員の特権を防止するための規定を置いているが、あくまでもその目的は、法人の適正な運営を確保することにある。しかし、定款の策定が当該組織の適正な運営を目指したものではない場合⁸、設立時点において既に定款の規定内容は当該法人の組織や運営の実態とは全く関係がなくなっている。そのような定款を絶えず見直そうとする法人関係者はおそらく皆無であろう。

適正計量管理事業所の計量管理規程もそうした危険性がないわけではない。

- ・ 事業所の内部規程であるので、定款、財産・物品管理規則、就業規則など事業所のその他規定との関連性を絶えず意識する必要がある。
- ・ 計量管理規程を計量検定所に提出することは適正計量管理事業所の指定を受ける条件ではない⁹が、指定申請書に記載すべき「計量管理の方法に関する事項」はまた、管理規程の守備範囲と重なる部分が多いことから、事実上の提出書類とされているようであるが、指定を受けるためのものではないことを十分に理解する必要がある。

4 結びに代えて

学生時代に教わった憲法学の教授は、「学問の生命は、不断の懐疑と柔軟な多面的思考」であると、その著書に書いている。長い期間連続と続いてきた事柄を見直すことは難しいが、業務の進展のためには不可欠でもある。経験を重ねることは大きなメリットをもたらすが、己の経験則には当てはまらない事象は無条件で排除しがちになる。自分自身の思考様式も含めて健全に「疑う」こと、そして第一感としては受け入れがたい考えも思考の端に載せて検討し、その上で妥当と判断される方向に向かって実行していくことが大切ではないかと本稿筆者は考えている。

¹ 竹内 薫 氏の著書に『99.9%は仮説～思いこみで判断しないための考え方』（光文社文庫）があるが、本稿筆者も思い込みには陥らないよう常に自分を戒めている。

² 本稿を読み進めていくと、この警察官の役目は事業場主に「睨み」を利かせることではなく、検定所職員が常軌を逸する行動を起こさないように抑えることにあるのではないかとさえ思えてくる。（こうした見方は、刑法学の教授が天皇陛下のSPの職務に関して冗談のように語っておられたことにヒントを得ている。）

³ この職員のように、強固な信念とそれに基づく行動の実践が、本来的な意味での「確信犯」である。確信犯は刑法上の概念で、強い信念に基づく犯罪と定義され、行為者は時に自分の行動は正義の行動であるため処罰されないとの考えを持つ場合もある。現在耳にする「確信犯」は「わかっている程度」程度の意味合いであり、確信犯の定義としては実のところは正確ではない。

⁴ 大日本帝国憲法第 27 条第 1 項は「日本臣民は其の所有権を侵さることなし」（原文は漢字・カタカナ交じりである）と規定している。率直に言うと、竿を折る行為は時代遅れではなく、「時代を問わず」違法行為である。日本国憲法第 29 条第 1 項は「財産権は、これを侵してはならない。」とする。

⁵ 計量法第 2 条第 2 項は、「取引」とは有償・無償を問わないとするが、これは刑法第 211 条の「業務」と同じ定義であり、同法ではプライベートでの自動車運転や狩猟も「業務」とされる。詳細を説明する紙幅はないが適用すべき法定刑を考慮したものである。なお、前者の処罰について現在は「自動車運転処罰法」が定めている。ちなみに無償行為も有償取引と同等の規制を課することには本稿筆者は疑問を感じている。

また、計量法にはいわゆる「みなし公務員」の規定があり、「刑法その他の罰則の適用」に当たっては公務員と同等の扱いを受ける（計量法第 36 条）。「罰則」については他の法規の定めるところによるが、典型的には、汚職に関する罪（刑法第 25 章）や秘密の漏洩（地方公務員法第 34 条第 1 項、第 60 条第 2 号）がこれに当たるとされる。定期検査業務は県又は特定市が担う仕事であることから、県等から委託を受けた団体所属の計量士は高い職務意識を持って検査に携わらなければならないことは当然であるが、その法的根拠として計量法第 36 条を上げるのはやや焦点が外れているようにも思われる。（地方公務員法第 35 条違反は懲戒処分の対象にはなり得るが、刑罰の対象ではない。）なお、「みなし公務員」規定は、計量法のみならず、日本銀行法、弁護士法など数多くの法律にその例が見られる。

⁶ カエサル自身が著した『内乱記』に記されていると記憶しているが本稿を記述する際には見つけ出すことができなかつたため、塩野 七生 氏『ローマ人の物語』から引用した。また、カエサルは「悪しき結果に終わったことも、その始まりは善意に基づくものであった。」という趣旨のことも語っている。

⁷ 刑事訴訟法第 239 条第 2 項は「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思料するときは、告発をしなければならない。」と規定するが、本稿筆者が公務員在職中の身近での告発事例は 1 例であった。

⁸ 明治初年の民法典ほかの法律策定は国内における民事事案の適切な規制等ではなく、先進諸外国との「不平等条約の改正」を目的としていたことは夙に知られている。こうしたときに規定の内容は現実の日本社会の民事慣行などは考慮せず、先進諸外国が納得できる形式であればよい、と考えられた。（川島 武宜 博士の『日本人の法意識』（岩波新書）やその法社会学分野における弟子筋に当たる小室 直樹 博士の諸著作に詳しい。）

また、かつて存在した民法法人（社団法人、財団法人）制度においては、法人設立のためには監督官庁（主に都道府県）の許可を受けなければならない。監督官庁は定款のひな型的なものを持っているよう申請者側はひな型的なものに合わせてしまった方が合理的という方向に向かいがちである。

⁹ 平成5年改正前の旧計量法では、計量器使用事業場の指定を受けた事業場は計量管理規程を届け出ることが義務づけられていた(旧法第178条第1項)。現行法では適正計量管理事業所の指定基準の一つとして「計量管理規程を定め、これを遵守していること」とあるが(法第128条第2号、規則第75条第3項第3号)、監督官庁への提出までは義務づけていない。

会員名簿の変更について

ブロック 第6ブロック

・住友電工ウインテック株式会社田口事業所

担当者名 岡田 幸男 を 田中 利美 に変更

E-mail okada-yukio@sei-wintec.com を

tanaka-toshiyoshi@sei-wintec.com に変更

編集後記

今年は、パリ五輪が開催され連日連夜競技を觀賞するために寝不足になりながら会社へ出勤した方も多いのではないのでしょうか。私もその中の一人です。

バレーボールやスケートボードなど様々な競技を觀賞する中で私は新発田市出身の富樫勇樹選手がキャプテンを務めたバスケットボールを、48年振り自力でのオリンピック出場とのこともありオリンピック前の予選のときから応援していました。

注目のフランス戦、残り時間わずか日本リードの場面おそらく日本中が日本の勝利を確信していたかと思いますが、そこでまさかの川村選手にファウル判定でホイッスル。そこから流れが変わり逆転され日本はフランスに敗れてしまいました。

後日、ビデオ判定ではどうみても川村選手は相手選手に触れておらず“誤審”との判定。他には柔道でも“誤審”があり「パリ誤審ピック」と揶揄やれる始末。

選手たちは4年間誠心誠意努力し命がけで競技に挑んできているのにそれが“誤審”により到底納得できない結果に終わってしまう。

人間による判断、ましてやオリンピックの審判員ともなればプロ中のプロにも拘らず選手同士がギリギリのところまで競っているからこそ、判断を誤ってしまうことはプロですら致し方ないことかもしれませんが、それは“経験と知識”を重ねることでミスをより少なくすることは可能だと私は思います。

これは計量器定期検査でも言えることですが、計量士は“合格”よりも“不合格”を出すことの方が何倍も気を使い慎重に判断しなければならないと思います。

なぜなら“不合格”になった計量器は取引証明に使用できなくなるので受検者は例え先程まで使用していたものであっても修理検定を受け合格しなければその計量器を取引証明には使用できない。

それだけ定期検査の不合格を出すことは慎重な判断と責任を持たなければならないし、前述にも書きましたが“経験”を積み“知識”を付けることにより検査に入る前の据付、不合を出す前に再度確認しなければならない個所を“経験と知識”によって見つけ出せるものだと思います。そこまでしてやっと合否判断ができます。

また11月には技術講習会の開催を予定しており、知識向上を目的に多くの会員の皆様にご参加していただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

あなたの“はかりたい”に応えます

【業務内容】

- ◆計量器の製造、販売、メンテナンス
- ◆計量士代検査、一般検査
- ◆省力化機械の設計・製造、販売、改造、メンテナンス
- ◆各種プラント検査及び材料試験機の校正、メンテナンス
- ◆基準器検査受託（質量、温度、圧力、他）
- ◆JCSS校正（はかり）



当社は、認定基準としてISO/IEC 17025(JIS Q 17025)を用い、認定スキームをISO/IEC 17011に従って運営されているJCSSの下で認定されています。JCSSを運営している認定機関(IAJapan)は、アジア太平洋試験所認定協力機構(APLAC)及び国際試験所認定協力機構(ILAC)の相互承認に署名しています。当社(当法人、弊社等)標準室(校正室、試験室等)は、国際MRA対応JCSS認定事業者です。JCSS0231は、当標準室の認定番号です。

株式会社 新潟計量システム

本社/新潟市東区小糸町1丁目14番31号 025-273-1058
上越/上越市五智新町1番29号 025-531-0860
<https://niigataks.co.jp/>





「はかり屋」魂をどこまでも

労働人口の減少が進む日本社会
様々な業界・現場で生産性の向上が求められています。
田中衡機工業所も、計量のトータルサービスで、
より効率的なものづくりに寄与していきます。

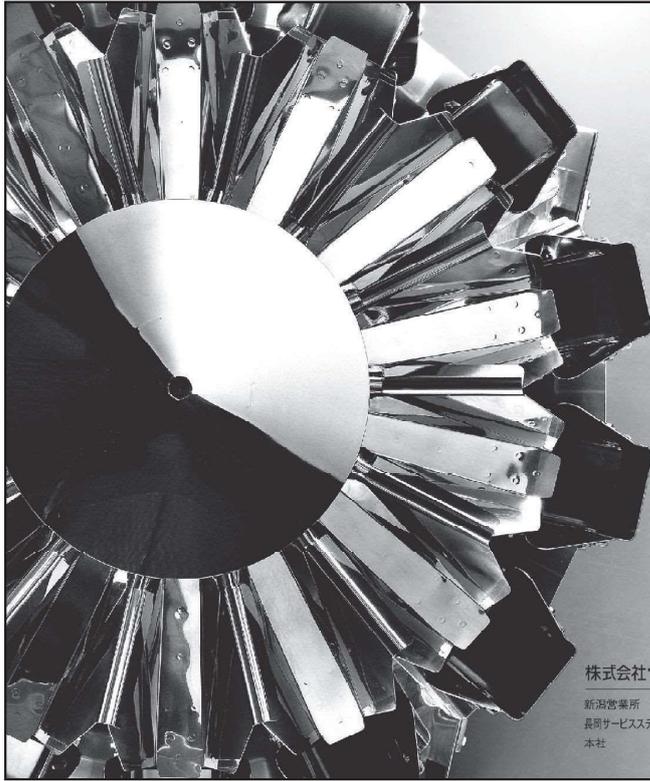
これからも日本のものづくりを
みなさんと一緒に支える企業であるために

株式会社 田中衡機工業所

新潟 / 東京 / 大阪 / 八戸 / 宮城 / 福岡 / ベトナム

URL <https://www.tanaka-scale.co.jp/>





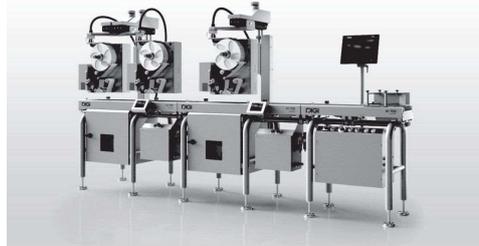
私たちイシダグループは、
世界中のお客様の課題を
革新的に解決し、
安全・安心で豊かな社会の
創造に貢献します。

はかりしれない技術を、世界へ。



株式会社イシダ www.ishida.co.jp

新潟営業所 新潟県新潟市中央区燕竹1-14-16 〒950-0864 TEL.(025)241-0444(代)
長岡サービスステーション 新潟県長岡市大島本町3-1-57 〒940-2112 TEL.(0258)22-5025(代)
本社 京都府京都市左京区望郷院山王町44 〒606-8392 TEL.(075)771-4141(代)



食品工場・製造工場・物流業界様向け機器

あらゆる計量器をベースとした「システム機器」のエキスパート

お客様に最適なサポートが出来るよう、多彩なラインナップを取り揃えています。



株式 協立商会
会社

新潟営業所 新潟市中央区鳥屋野345-16 ☎(025)282-3343
長岡営業所 長岡市宝地町浦田311-1 ☎(0258)21-0122
上越営業所 上越市春日新田5-7-29 ☎(025)544-5658
佐渡出張所 佐渡市両津夷3-1 ☎(0259)24-7019
本 社 東京都世田谷区給田3-26-19 ☎(03)3326-2151

バリアフリー体重計
SMOOZER

Yamato



- ◆業界初！
表示部⇔載台ワイヤレス
- ◆見やすい大型表示
- ◆載台高さ25mmの超低床で
載せ降ろしが簡単
- ◆台車スケールとしても活躍
- ◆定価 210,000円～(税別)

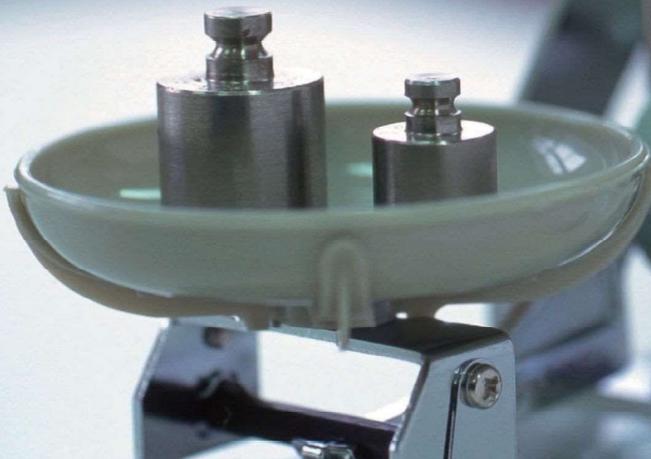
大和製衡株式会社 新潟県総代理店
いつも新鮮な呼吸をしています。

高森コーキ株式会社

本 社 / 〒955-8677 三条市南四日町4-8-18
TEL 0256-32-4041 FAX 0256-34-7502

正確なはかりで支える

<https://takahashi-hakariya.com>



金属検出機・X線検査機・包装機器
コンピュータースケール・各種計量器
各種基準器・試験機・校正書類発行

株式 高橋はかりや
会社

〒959-1374 新潟県加茂市矢立5-4
TEL / 0256-52-2121
FAX / 0256-52-7880